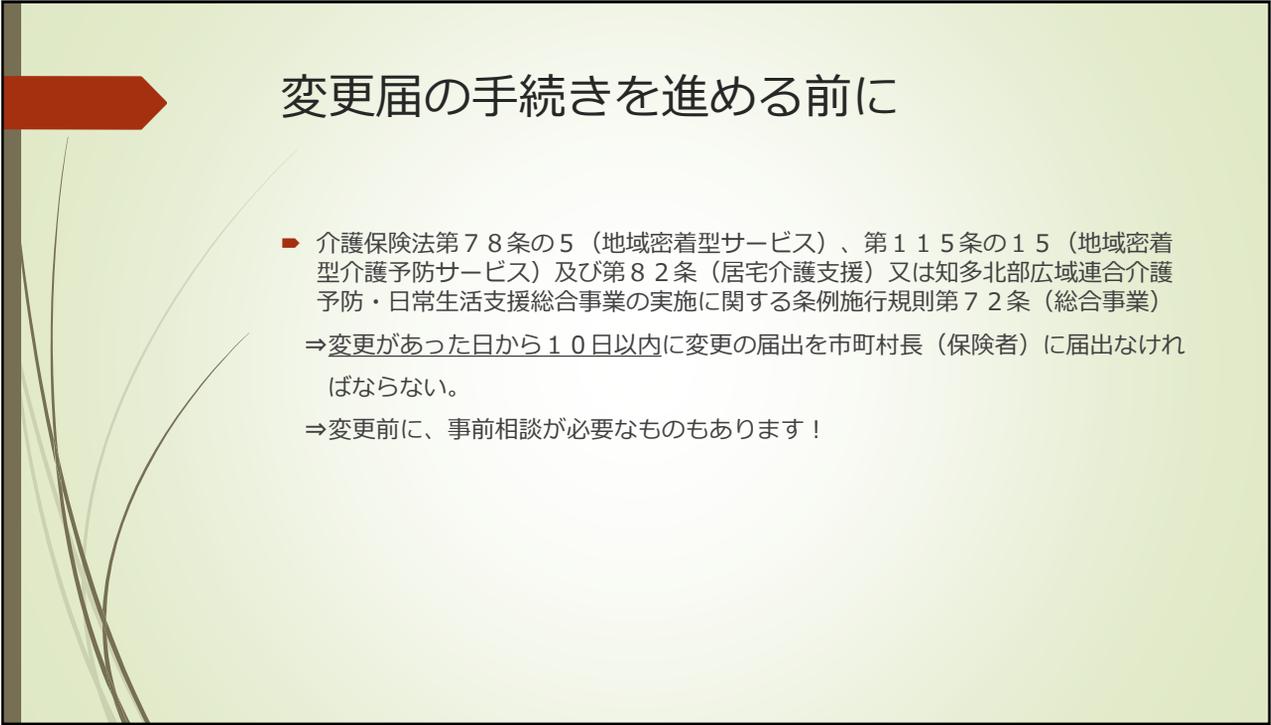


《特集2》 事前協議が必要な変更届について



変更届の手続きを進める前に

- 介護保険法第78条の5（地域密着型サービス）、第115条の15（地域密着型介護予防サービス）及び第82条（居宅介護支援）又は知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則第72条（総合事業）
⇒変更があった日から10日以内に変更の届出を市町村長（保険者）に届出なければならない。
- ⇒変更前に、事前相談が必要なものもあります！

事前協議が必要な変更届

- 事業所の名称
- 営業日、営業時間（サービス提供時間も含む。）
- 利用定員
- 事業所の専用区画の変更
- 事業所の所在地の変更
- 利用料金（お部屋代、食事代等利用者と金銭のやり取りが発生する事項については、一報ください。）
- 通常の実施地域
- 事業者の体制（運営法人が合併する等で、事業者が変更になることetc）
 - ※場合によっては変更届ではなく廃止・新規指定の手続きが必要に！！
- 加算

（例1）変更届でなく新たに指定が必要な場合に事前相談が遅れると・・・

従前の事業所を廃止して、新規に指定し直す場合
少なくとも1ヶ月程度の期間が必要！

指定が間に合わなければ、空白期間分報酬を請求をすることはできません！！

具体的にどうすればいいの？

- ①事業所内で変更する方針が決まった段階で知多北部広域連合給付係指定・指導担当に電話連絡
- ②広域連合から確認書類の指示が出るため、提出
※案件によっては広域連合に来ていただいて、対面でヒアリングを行います。
- ③知多北部広域連合内で審議、内諾
- ④（所在地の変更の場合）現地確認、（利用料金等の変更の場合）利用者への説明、同意
- ⑤【変更日】
- ⑥（【変更日】から10日以内に）変更届提出

最後に

事前協議が必要な変更は指定基準に関わるものであったり、利用者への影響が大きいと考えられるものです。

「変更届提出書類一覧」に記載がない事項であっても、利用者に費用負担を求める事項や、その他、広域連合に届け出る必要があるか迷った場合は、とりあえずご一報ください。

広域連合内での協議が必要な場合や、現地調査が必要な場合、また変更届では済まされない変更の場合等、手続きに期間を要する可能性があります。なるべく早い段階で、ご報告ください。